The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	名張事件再審開始決定について
Author(s)	水谷, 規男
Citation	阪大法学. 2005, 55(2), p. 59-85
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55035
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

名張事件再審開始決定について

水谷規男

一　はじめに

二〇〇五年四月五日、名古屋高等裁判所刑事第一部は、名張事件の第七次再審請求について、再審を開始するとともに、請求人奥西勝さんの死刑執行を停止する決定（以下本件開始決定という）を下した。いわゆる死刑再審四事件に次いで、我が国で五件めの死刑確定事件における再審開始決定である。死刑再審四事件の無罪判決をもたらしたのは、一九七五年五月二〇日の白鳥決定と、その論理を敷衍して実際の救済を導いた一九七六年一〇月一二日の財田川決定であった。(1) 再審請求の段階でも刑事裁判の鉄則である「疑わしいときは被告人の利益に」の原則が適用されることを宣言したこの二つの最高裁決定は、実際に四人の死刑確定者を獄中から救い出すことを可能にしたのである。しかし、その後の再審実務の中では、再審の門を再び閉じようとする動き、すなわち再審の「逆流現象」が指摘されるようになった。(2) その中には開始決定によって一端光明が見えたにもかかわらず、検察官の抗告によって請求棄却の結論に逆転した日産サニー事件や大崎事件の例もある。(3) 名張事件についても、五次請求、六次請求と、白鳥・財田川決定を先例として引用する決定によって再審請求が棄却され続けてきたのであり、再審実務の

中に再審の門を閉ざそうとする根強い動きがあることに鑑みると、本件開始決定がそのまま救済に結びつくことを楽観視することはできない。

そこで、本稿では、本件開始決定が白鳥・財田川決定に則り、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を適切に適用したものであることを示すとともに、本件開始決定が内包すると考えられる若干の理論的問題点を指摘しつつ、本件の今後の展望を示すことで、確実な救済に寄与することを目したい。筆者は、一九九〇年に三重に赴任して以来、「地元の事件」として本件の支援運動に関わり、同時に弁護団にオブザーバーとして参加しながらこの事件についていくつかの小論を発表してきた。[4] 本稿はその続編である。従前の小論とともに一読願いたい。[5]

二　名張事件の概要と再審請求の経緯

名張事件は、一九六一年三月二八日夜、三重県名張市葛尾の公民館で開かれた生活改善クラブ「三奈の会」の総会後の懇親会の席上、女性会員用に用意されたぶどう酒を飲んだ女性のうち五人が死亡し、一二人が中毒症状を呈した殺人・殺人未遂事件である。[6] 事件が山村の内部的な会合の場で起こったこと、ぶどう酒の購入から現場で飲用されるまでに関った者が三奈の会の会員数人に留まることから、捜査の当初から本件は部落内の者による犯行と目され、ぶどう酒の購入を指示した当時の三奈の会会長N氏、ぶどう酒を購入して葛尾のN氏宅に運んだR氏、そしてN氏方から事件現場の公民館にぶどう酒を搬入した奥西勝さんが重要参考人として取調べの対象となった。そして事件から六日後の四月三日に「妻と愛人との三角関係の清算のために、前年に購入し所持していた農薬ニッカリン・Tを公民館内の囲炉裏の間でぶどう酒に混入した」との自白をした奥西勝さんが逮捕され、四月二三日に殺人・殺人未遂の罪で津地方裁判所に起訴された。[7] ただし、勝さんは起訴直前に自白を撤回し、以後一貫して無実を訴

え続けている。

本件の争点は、情況証拠から勝さんが犯人と断定できるか、そして捜査段階の自白が信用できるかという二点に大別でき、前者について検察官は、次のような立証を行った。すなわちまず、本件ぶどう酒に混入された毒物が加水分解によって急速に毒性が減退するテップ剤であることから、本件犯行は事件発生時から数時間内に行われたこと、ぶどう酒が葛尾に届けられたのは、勝さんが事件現場の公民館に搬入する直前の事件当日の午後五時前後であり、葛尾に届けられてから公民館に搬入されるまでの間には何者かが毒物を混入することは不可能であること、他方勝さんには公民館にぶどう酒を搬入した直後の約一〇分間一人になる機会があり、公民館の囲炉裏の間とその周辺から本件ぶどう酒瓶のものと見られる封緘紙、耳付き冠頭が発見されていること、同じく公民館内から発見されたぶどう酒の四つ足替栓（証一九号）に勝さんのものと考えられる歯痕がついていることなどである。最後の四つ足替栓上の痕跡については、捜査段階で勝さんの歯痕と類似するとの鑑定（柏谷鑑定）が行われており、さらに一審段階で三人の鑑定人による鑑定（古田、船尾、井上の各鑑定）が行われた（ただし、船尾、井上鑑定は、四つ足替栓上の条痕を奥西勝さんの歯痕とは断定できないとの結論であった）。

1　一審判決

本件一審判決は、無罪判決であった。[8] 判決は、検察官の主張に対して、次のような判断を示した。

被告人には、妻と愛人との間に三角関係があったこと、被告人が事件当日の午後五時過ぎに本件ぶどう酒を清酒二本とともにN方から事件現場の公民館に運んだこと、本件がテップ剤による死傷事件であり、被告人が事件前年に購入したというテップ剤ニッカリン・Tが事件後の捜索で発見されなかったこと、事件現場の公民館で一人にな

った一〇分間が存在したことなど、本件犯行と結びつく情況証拠はないわけではない。しかし、検察官が主張する被告人にしか犯行の機会はないという事実は認められない。

すなわち、検察官はぶどう酒の到着時刻を午後五時一〇分頃と主張するが、ぶどう酒を運んだRらの供述は二時から三時頃に運んだとする当初の供述が後に四時頃から五時頃へと一斉に変わっており、「かかる時刻の訂正は、ぶどう酒引渡人側の時刻を受取人側の述べる時刻に合致せしめるための検察官の並々ならぬ努力の所産」であり、変更後の供述は信用できず、受取人側の供述も真実を伝えていない。また、五時一〇分説は、その時刻に葛尾内の路上に居た者がぶどう酒を運んできたトラックを目撃していないこと、運び手のRが五時過ぎに葛尾から五七〇〇メートル離れた店に総会用の折詰め弁当を取りに行った事実と矛盾することから採用できない。ぶどう酒は四時より前にN方に届けられたのであり、被告人が公民館に運ぶまでの一時間以上の間N方で、また公民館で総会が始まるまでの時間帯にも、他の誰かが毒物を混入する機会がある。

このことを前提にすると、自白以外の間接事実から本件犯人が被告人であると断定することはできないから、自白の検討が重要となる。

本件では、否認調書も存在することから自白が任意性を欠くとの被告人、弁護人の主張は採用しがたいから、残るのは自白の信用性の問題である。

自白に言う「三角関係の清算」という動機は、関係人の供述から本件発生当時、被告人が妻と愛人の両方を殺害しなければならないほど追いつめられた状況にあったとは認めがたいから、たやすく措信しがたい。

犯行準備に関する自白の内容は、事件前日の夜に自宅の風呂の焚き口付近でニッカリン・Tを竹筒に移し替え、残りのニッカリン・Tは瓶ごと事件当日の朝名張川に投棄したというものであるが、事件前日に知人がもらい風呂

に来ていたことが触れられておらず、風呂の焚き口付近の明るさから自白通りの移し替えが不可能であることが判明するなど、重要な点で不自然、不可能な点があり、ニッカリン・Tの瓶も発見されていないから信用できない。

公民館の囲炉裏の間で竹筒からニッカリン・Tをぶどう酒瓶に混入したという犯罪の実行場面について、本件自白は、その時点が動揺しているだけでなく、最後まで曖昧な供述をしており、自白の証明力は著しく減殺されている。また、耳付冠頭封緘紙などの証拠物の発見場所も実行場面の供述と合致しない。

自白通りに被告人が歯で噛んで開栓したものと検察官が主張する、現場から発見された四つ足替栓（証一九号）は、同時期に製造されたものと材質が異なり、一見して古く、本件ぶどう酒瓶に装着されていたものかどうかについて疑問がある。証一九号上の傷痕については、四通りの鑑定書、鑑定人の証言があるが、被告人のものとする二通の鑑定は、被告人の同じ歯牙間隔を最大で〇・八ミリ異なって記載しているなどの疑問があり、四通の鑑定を比較検討してみても、結局証一九号上の痕跡が被告人の歯牙によってつけられたものか否かは不明である。被告人が公民館の囲炉裏の間で本件ぶどう酒瓶を歯で噛んで開け、ニッカリン・Tを混入したとの自白には疑問があり、措信しがたい。

結局本件自白調書にも、王冠、封緘紙等の証拠物にも疑問があり、本件断罪の資料に供することができない。

以上のような認定を経て、一審判決は「本件は被告人の犯行と認めるに足る証拠がない」として被告人に無罪を言渡したのである。

2　控訴審（確定）判決

検察官は、控訴審で全面的な立証のやり直しを行った。一審判決が示した疑問点に逐一反駁し、一審で取調べら

れた証人についても控訴審で再度証人尋問を行い、証一九号の傷痕についても控訴審で新たに二人の鑑定人による鑑定が行われたのである。その結果、名古屋高裁は、一審の無罪判決を破棄し、自判して死刑の判決を言渡した。(9)

控訴審判決は、一審以来の検察官の主張である、本件情況証拠から被告人が犯人と断定でき、さらに任意性・信用性のある自白も存在するから本件は被告人の犯行である、とする主張をほぼそのまま認めたものである。そのため、控訴審判決は自白を除いた爾余の証拠で被告人を犯人と認定できるか、をまず問い、次いで自白の検討に入るという、やや特異な構成になっている。

自白以外の証拠から認定できる事実として、控訴審判決は次の一三の間接事実を掲げる。①事件発生までの被告人の状況として、三角関係の存在とそのことによって夫婦関係が険悪化していたこと、被告人がニッカリン・Tを所持していたこと、ぶどう酒を公民館に搬入した後被告人が一人になる一〇分間が存在したこと②本件がテップ剤によるものであり、ニッカリン・Tはテップ剤であること③RがN方に届けるまでの間に毒物混入の機会がないこと④テップ剤の加水分解特性から、本件毒物の混入時期は事件発生当日の午後八時（懇親会で飲用に供された時刻）に比較的接近した時間であると推認されること⑤N方では被告人が公民館へ運ぶまでの間ぶどう酒が玄関の小縁に置かれており、誰も触れた者がいなかったこと⑥被告人とともに公民館に赴いたTが雑巾を取りにN方に行き、公民館に戻った後は人目があり、ぶどう酒に密かに毒物を混入することは不可能であったこと⑦事件後被告人方からニッカリン・Tが発見されなかったこと⑧被告人の妻が犯人とは考えられないこと⑨被告人の妻がぶどう酒を飲んで倒れる前に「今夜は父ちゃん（被告人）が酒を飲むなと言ったのに」と口走っていたこと⑩公民館の囲炉裏の間およびその付近から、本件ぶどう酒瓶に装着されていたと認めることができる耳付き冠頭、四つ足替栓、封緘紙片が発見されていること⑪ぶどう酒瓶に付着した封緘紙の一部が現場から発見された封緘紙片と一体をなしている

と認められること⑫証拠物の発見場所等から本件犯行の場所は公民館の囲炉裏の間と断定でき、そこで犯行機会があったのは被告人のみであること⑬歯型鑑定については、被告人のものとは断定できないとした一審の船尾鑑定、井上鑑定は措信できず、同じ結論を採る控訴審提出の三上鑑定は歯牙間隔による個人識別は大部分が想像的鑑定に終わるというが、その批判は一審の古田鑑定、控訴審の松倉鑑定にはあたらないので、いずれも採用できない。

そして控訴審判決は、この一三の間接事実から、本件は被告人が公民館で一人になった一〇分間の間に、ぶどう酒の四つ足替栓を歯で噛んで開け、所持していたニッカリン・Tを混入したと認めるに足り、被告人の自白調書を待つまでもなく、被告人の犯行と断定するに何ら支障はないと指摘し、本件一審判決は事実を誤認したものとして破棄を免れないと結論づけた。

従って、その後に展開された控訴審判決の自白に関する判示は、自白の内容が間接事実による認定と合致し、あるいは矛盾しないことを示すにとどまり、一審判決が自白に対して提起した様々な疑問点に対して、積極的に自白の信用性を肯定できる理由を述べたものにはなっていない。

控訴審判決は、自白の信用性判断に先立ってぶどう酒到着時刻の問題に触れ、四時前到着から五時過ぎ到着への一斉の供述変更については、変更前供述が「記憶違いにもとづくものであることが明認される」とし、一審判決が指摘した五時過ぎ到着説の矛盾については、到着時刻が四時四五分から五時三、四分頃までの間であれば、葛尾内の人にトラックが目撃されなくても矛盾はなく、Rが同時に二カ所に現れることになる、という矛盾も折詰弁当の引き取り時刻が五時ではなく六時頃であったと認定することで回避できると指摘した。

自白の信用性に関しては、控訴審判決は次のように判示した。①動機について、妻とも愛人とも比較的良好な関係にあることを示す証拠があるからといって、三角関係の清算という動機に信憑性がなくなるわけではないこと、

②犯行準備に関しては、竹筒への移し替えが電灯を増やすなど条件を変えれば可能であり、客の来訪に触れていないこともそれを重視していなかったか、訪問日を誤解していたためと考えられ、ニッカリン・Tの瓶が発見されないことも、下流に流されたか原形を留めないまでに破損したためと考えられるから、自白は措信するに足り、③実行場面の供述の変遷と曖昧さもニッカリン・Tを入れるのに夢中で詳しいことを忘れてしまったためと考えられ、燃やしたとされる竹筒について燃えがらから燐分が検出されないことが直ちに自白の信用性をすべて否定するものとはいえず、また、自白の信用性を否定する証拠は被告人の否認供述しか存在せず、否認供述は他の証拠に照らし、信用し得ないから原判決が自白の信用性を否定した判断は失当である。

そして自白の検討の後に、控訴審判決は証拠物と歯痕鑑定の問題に触れ、証拠物の発見場所と自白の間に矛盾はなく、証一九号の四つ足替栓の材質が他のものと異なることも、規格品のブリキを使用していなかったことから説明可能であり、一審判決が採用できないとした柏谷、古田両鑑定も、控訴審における古田、松倉両鑑定人の証言により、その証拠価値を肯定できるから、柏谷鑑定、古田鑑定も自白の信用性を担保するものであると指摘して、結論として、本件一件記録と控訴審における事実調べの結果を総合すれば、本件公訴事実の証明は十分であると述べて、死刑を言渡したのである。

この控訴審判決に対しては、被告人から上告が申し立てられたが、上告は実質的な理由はほとんど示されずに棄却され、[10] 控訴審判決が確定した。

3　再審請求の経緯

本件再審請求は、上告棄却後の一九七三年四月に第一次請求が行われて以来、今次請求まで七度を数える。その

うち、四次請求までは、勝さん本人が申立を行い、再審開始の要件である新証拠も付されていなかったため、それぞれわずかの期間で棄却されている。しかし、本件では四次請求の途中から日弁連人権擁護委員会の支援を得て新証拠の探求が始められ、五次請求以降は、本格的に弁護団が結成され、弁護団の陣容も順次拡充されて現在に至っている。

五次請求では、証一九号の四つ足替栓上の痕跡が奥西勝さんのものであるとする旧鑑定が科学的に適切な方法によって鑑別を行ったものではなく、証一九号の痕跡と勝さんが実際に噛んだ証四二号の痕跡は三次元形状においても一致しないから、旧鑑定は誤りであると指摘する新鑑定（土生鑑定）をはじめとする多数の新証拠が提出された。

しかしながら、五次請求の請求審決定は、土生鑑定等の新証拠によって、証一九号の四つ足替栓上の傷痕を請求人のものとする三通の鑑定（旧三鑑定）が大幅にその証明力を減殺されたことを認めながら、旧三鑑定は証一九号上の痕跡が「人歯痕」であるとの限度ではなお証明力を有しており、それは証一九号上の痕跡が請求人の歯によるものとしても矛盾しないという消極的同定の意味を持つと指摘し、さらに「自白調書を除外した爾余の証拠だけでも請求人が本件確定判決判示のとおりの犯行をしたと断定するになんら支障がないとした本件確定判決の判断には賛同できない」と指摘したうえで、本件情況証拠に自白を併せて総合判断すれば、請求人の犯行であったと認定するに支障はない、として請求を棄却した。(11) この請求審決定に対しては、新鑑定による旧鑑定の証明力の減殺を認めながら、そのことによる確定判決の事実認定の動揺を、確定判決以上に自白の証明力を高く認めることで補い（旧証拠の不利益再評価）、棄却の結論を導いたものとして批判され、(12) 以後本件再審の推移は、理論的側面でも関心を引き続けることとなった。

五次請求の異議審の段階では、歯痕鑑定に加え、弁護人の証拠物閲覧によってはじめて判明した事実として、事

件当時販売されていたニッカリン・Tが赤色に着色されていたことが新証拠に加えられた。自白では、ニッカリン・Tの色のことや、赤色の農薬をぶどう酒（本件で飲用に供されたのは白ぶどう酒であった）に混入した際の描写などが全くないことから、この新事実は自白の信用性に多大な影響を与え、確定判決に合理的疑いを生じさせるものと評されもしたが、[13] 異議審決定もまた請求棄却の結論であった。[14]

五次請求異議審決定は、請求審決定と同様に、新証拠である土生鑑定等により、旧三鑑定が大幅にその証明力を減殺されたことを認めた。しかしながら、異議審決定は、旧三鑑定は「相互に完全に一致するものではなく、また、反対意見をいう別の鑑定があるとしても、それぞれそれなりの証明力が認められ」[15]、請求人の歯牙によって印象されたとしても矛盾は生じないという限度で証明力を保持しているとした請求審決定が不当とはいえないと指摘し、さらにその限度の証明力しか持たない証拠であっても、「本件替栓を歯で噛んで開けた旨の自白の真実性を担保する補強証拠の一つとなり得ないとはいえない」と指摘して、請求審決定に比較しても、旧三鑑定の証明力の残存に積極的意義を認めたものであった。

自白の位置づけについては、異議審決定は、確定判決は自白の任意性や信用性を否定したものではなく、請求審決定が自白の証明力を嵩上げ評価したとの批判はあたらないとしつつも、さらに、不利益再評価が白鳥・財田川決定に違反するとの主張に対しては、両決定は、「証拠構造の組み替えおよび証明力のかさ上げを禁ずる旨を明示したものではないことはもとより、その趣旨を含むものであるとはいえ」ないとして、総合評価の段階で自白を不利益証拠と位置づけた請求審決定の明白性判断を擁護する姿勢を示した。自白の信用性判断の部分では、異議審段階の新証拠である弁護団の瓶投棄実験により、自白が投棄した瓶が「ぷかぷか浮かんで流れていった」というのは虚偽であり、実際には水よりも比重の重いニッカリン・Tが九〇CC以上残った瓶はすぐに沈んでしまうことが明ら

かにされたのに対して、自白が瓶が流れていったと述べているのは、「ほんの一瞬の事態をそれなりに表現した」ものであって、直ちに信用性を失わしめるものではない、とし、ニッカリン・Tの赤色着色の事実についても、本件犯行に用いられたニッカリン・Tが昭和三三年以前に製造された無着色のものである証拠はなく、また白ぶどう酒に赤いニッカリン・Tを混入すれば変色により、不審を招いたはずであるとの弁護団の実験に基づく主張も、実験に用いた色素の含有量、溶媒の質において本件ぶどう酒の場合と同一であるとはいえないから証拠価値に乏しいとして斥け、さらに請求人が自白する前にニッカリン・Tを購入していた事実を自発的に述べていたことが、「これをもって自白自体に秘密の暴露があるというべきかどうかはともかく、自白の信用性を高めるものの一つといえる」と指摘して、自白の信用性を積極的に評価する姿勢を示したのである。

結局異議審決定は、上記のような内容の判断を経て、請求審決定に対する異議申立には理由がないとして、棄却の結論を維持した。これに対して、請求人側は請求審決定、異議審決定の明白性判断が白鳥・財田川決定に反するとして、最高裁に対する特別抗告を申し立てた。

五次請求の特別抗告審決定[16]は、再審請求段階で新たに提出された証拠により確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の一部について証明力が大幅に減殺された場合の明白性判断の方法は、再審請求後に提出された新証拠と確定判決を言渡した裁判所で取調べられた全証拠とを総合的に評価した結果として、確定判決の有罪認定につき合理的な疑いを生じさせ得るか否かに判断するべきである、と判示しており一見白鳥決定を踏襲した判断方法をとっているように見える。[17] しかしながら、本件への総合評価の適用方法を見るとき、この決定には白鳥決定を継承したとは言い難い問題が含まれている。[18]

五次請求最高裁決定は、明白性判断の前提として本件確定判決の証拠構造を、Ⓐ犯行の場所と機会に関する情況

証拠、Ⓑ犯行現場の公民館から発見された証一九号の四つ足替栓の傷痕に関する鑑定、Ⓒ捜査段階の自白調書の、三つの証拠群から有罪の結論を導いたものと整理し、新証拠である土生鑑定等により、Ⓑの証拠群中の旧三鑑定の証明力が著しく減殺されたことを請求審決定、異議審決定と同様に認めた。しかし、同決定は、本件証拠構造に照らしたとき、この証明力の減殺は、直ちに確定判決の有罪認定に合理的疑いを生ぜしめるものではなく、またⒷの証拠群の証明力の減殺がⒶおよびⒸの証拠群の証明力に影響を与える関係にもないとして、本件証拠構造に照らせば、請求人と本件犯行との結びつきを示す唯一の物証に関する旧三鑑定の証明力の崩壊は、確定判決の事実認定に合理的疑いを発生させるとの請求人側の主張を斥けたのである。

ただし、同決定は、明白性判断の第二の段階として、Ⓑの証拠群の証明力が減殺されたことを前提に、新旧全証拠の総合評価を行うとして、次のように判示した。Ⓐの犯行の場所と機会に関する証拠群については、本件証拠物である耳付冠頭と封緘紙片に二度開栓された痕跡がない以上、本件犯行場所は公民館の囲炉裏の間であり、ぶどう酒到着時刻が何時であるかを検討するまでもなく、そこに一〇分間一人になって犯行機会があった請求人以外には犯人はあり得ず、Ⓒの自白については、請求人が身柄を拘束される前に、捜査官が創作できるとは考えられない詳細な自白をしていることから、その信用性は高いと認められる。従って、本件情況証拠に信用性が高いと認められる本件自白を総合すれば、確定判決の有罪認定に合理的疑いは生じない。

以上のように、五次請求は、歯痕鑑定の崩壊という成果を得ながら、結局請求棄却の結論で終結した。

六次請求は、五次請求の特別抗告棄却の直後に申立てられた。[19] そこで新証拠として提出されたのは、ぶどう酒到着時刻が初期供述どおり二時から三時の間であることや、請求人が公民館で一人になった一〇分間が存在しない可能性を示唆する記述を含む事件当時の名張警察署長のノートと、同人が事件後にまとめた未掲載の原稿に過ぎなか

ったが、弁護団は五次請求特別抗告審決定で新たに認定された封緘紙等に二度開栓された痕跡がない以上、公民館で犯行機会があった請求人が犯人である、という論理に対抗するための新たな立証の準備にかかっていた。

しかし、六次請求の各決定はいずれも、弁護団による実験準備を待つことなく、比較的短期間のうちに棄却決定を下した。そのため六次請求の請求人側の主張の中心は、ぶどう酒到着時刻と一〇分間の犯行機会の問題を、新証拠である上記ノート等の記載に照らし、再評価することが必要になり、五次請求の到達点をふまえて総合評価すれば、確定判決の事実認定に合理的疑いが生じる、というものにとどまらざるを得なかったのである。そして、結局特別抗告審まで争われた六次請求は、新証拠たるノート等の記載に旧証拠の証明力を減殺する証明力がないことを理由に、新旧証拠の総合評価に入ることもなく棄却の結論で終わったのである。(20)

そして六次請求の間に弁護団が準備を進めていた王冠、封緘紙の再現・複製作業とそれを用いた実験と鑑定、さらには本件犯行に用いられた毒物が請求人が所持していたニッカリン・Tとは異なるテップ剤である可能性を示す証拠を新証拠として提出して行われたのが、七次請求であった。これに対し、七次請求の請求審裁判所は、五次請求の請求審以来行われていなかった事実調べ（鑑定人の尋問）を行ったうえで、決定に及んだのである。

三　本件開始決定の概要

1　証拠の新規性判断

七次請求の新証拠のうち、本件開始決定が刑訴法四三五条六号にいう「あらたに」の要件、すなわち証拠の新規性を認めたものは、①再現・複製した王冠と封緘紙を使用して二度開栓の可能性を実証した弁護団の実験報告書、②本件ぶどう酒のものとされた証一九号の四つ足替栓の足の折曲りが、人の歯によっては生じないことを明らかに

した石川鑑定、③本件で使われた農薬がニッカリン・Tではなく、製法が異なる別のテップ剤である可能性が高いことを明らかにした宮川・佐々木鑑定の三つである。弁護団が提出した新証拠としては、上記の他に、④自白通りの開栓方法を再現・複製したぶどう酒瓶で実験し、封緘紙の破断状況から自白通りの開栓方法によっては、本件証拠物である封緘紙のような形状にならないことを明らかにした鈴木鑑定、⑤ニッカリン・Tに使用されていた着色料を特定し、着色されたニッカリン・Tが本件で使用されたことに対して疑問を提起した実験結果報告書が存在した。

しかし、本件開始決定は、①～③の新証拠について個別に証拠の形成過程の評価を含む詳細な証拠内容及び証拠価値の検討を行い、「本件の事実認定において、これまでの証拠関係につき新たな証拠評価ないしは情況事実等を含む事実の新たな見方を可能にするような事実認定上の新しい視点を提供する性質を有する」として新規性を認めたものの、同様の検討を経て、④、⑤については、「事実認定上の新しい視点を提供するものとまではいえない」として、新規性を否定したのである。もっとも、開始決定は、④、⑤についても、「新旧全証拠の総合評価の際これを考慮することはもとより許容される」として、総合評価への参画を認める姿勢を示している。

2　明白性判断

本件開始決定は、明白性判断について次のような手順を示した。まず、第五次請求特別抗告審決定に依拠して確定判決の証拠構造を確認し、従前の証拠評価の到達点を明らかにする。

すなわち、確定判決が、Ⓐ犯行の場所と機会に関する情況証拠、Ⓑ犯行現場の公民館から発見された証一九号の四つ足替栓の傷痕に関する鑑定、Ⓒ捜査段階の自白調書の、三つの証拠群から有罪を導いており、五次請求の段階

でⒷについては証明力が大幅に減殺されたものの、そのことはⒶ、Ⓒの証拠群に影響を与えず、Ⓑについても「人歯痕」であるとの限度で証明力が残存し、（自白と矛盾しないという意味で）自白の裏付けの一つとなり得る。Ⓐについては、現場から発見された証拠物に二度開栓された痕跡がない以上、ぶどう酒の到着時刻に関わりなく、請求人以外に犯人はあり得ないと認定でき、Ⓒの自白についても信用性が肯定できる、というものであった。

次に、本件開始決定は、上記の証拠構造と証拠評価に、新規性を認めた①～③の証拠がいかなる影響を与えるかを、新証拠の立証命題に即して検討する。

すなわち、①は封緘紙を破らずに他の何者かが本件ぶどう酒に毒物を混入し、栓を元通りにしておくことが可能であることを実際に示し、かつそこで示された偽装的な開栓方法がとられたとしても、他の関係証拠との矛盾はないと評価できるから、上記Ⓐの情況証拠についての第五次請求特別抗告審決定の認定の前提が崩れたことになる。そのため情況証拠の中で五次決定が考慮しなかったぶどう酒の到着時刻の問題について、新旧全証拠による総合評価の必要が生じた。②は、四つ足替栓の足の一つの極端な折れ曲がりが歯によっては生じないとの疑いを提起し、またそのことは歯で噛んで開栓したとする自白が客観的事実と整合しないことを示すことになるから、自白の信用性にも疑問を提起する。③は本件犯行に用いられた毒物が、請求人が事件前に所持しており、自白においても使用したとされたニッカリン・Tとは異なる製法によって製造されたテップ剤である可能性を示し、請求人が事前に購入していたニッカリン・Tが事件後に所在不明となったという事実が持つ情況証拠としての価値を大幅に弱め、自白が客観的証拠と矛盾する疑いも生じさせている。③は「これだけでも有罪認定について合理的疑いを生じさせているとも評し得る重要性を持つとも考えられ」るが、その重要性に鑑みて毒物の特定に関して総合評価を行い、さらにそれが他の証拠関係にどのような影響を与えるかについて検討する必要を生じさせた。

最後に、以上の新証拠を起点とした検討をふまえ、本件開始決定は新旧全証拠の総合評価を行う。この段階では、新規性を否定した上記④、⑤の証拠も、従前の再審請求で提出された証拠も検討対象に加えられ、まさに新旧全証拠の総合評価が行われている。決定は、総合評価を情況証拠に関する部分と自白に関する部分とに分け、次のような疑問を提示する。

犯行の場所と機会に関しては、封緘紙を破らない偽装的な開栓方法が可能であることを前提に考察すると、四時前到着と五時過ぎ到着に二分されていた供述証拠の検討が必要になり、ぶどう酒到着時刻は、一審判決が指摘した通り、請求人が公民館に運ぶ直前ではなく、その一時間以上前ではなかったかとの合理的疑いが残る。そうすると、ぶどう酒がN方に置かれている間にも何者かによる犯行の機会があり、その一方で本件において他の者に毒物入手の可能性がなかったとの立証は行われていないから、他の者による犯行の可能性が否定できない。証一九号の四つ足替栓に石川鑑定が指摘するような平らな物が当てられた痕跡があり、本件ぶどう酒に装着されていた四つ足替栓にそのような物による力が加えられた証拠がないことと、替栓の色、古さ、発見場所等旧証拠から認定される事実からも、証一九号は本件ぶどう酒瓶のものでなかった疑いが生じ、歯痕鑑定はその前提が揺らぎ、自白を補強する意味も大幅に失われた。本件の飲み残しぶどう酒の検体からニッカリン・Tに必然的に含有されるトリエチルピロホスフェートが検出されていないことから、本件で用いられた毒物がニッカリン・Tでなかった疑いが生じており、請求人がニッカリン・Tを所持していた事実から請求人を犯人と推認する意味を弱め、自白についても客観的事実と相反する疑いを強めている。

自白の総合評価の部分では、開始決定は、開栓方法やニッカリン・Tの使用など客観的事実に反する疑いがあり、重要な事項について合理的な理由のない不自然な変遷があり、真犯人であれば当然言及したはずの事項に関する供

述がないこと（無知の暴露）などが目立ち、内容的にも不自然・不合理な点が多く、信用性に重大な疑問があると指摘し、結論としては、情況証拠から請求人が犯人であるとの推認はできず、自白の信用性にも重大な疑問があるから、確定判決の有罪認定には合理的な疑いが生じているとして、本件につき再審を開始するとしたのである。

四　本件開始決定の意義と問題点

1　新規性判断

本件開始決定は結論的に確定判決の事実認定に対する合理的疑いの発生を認め、再審開始の結論に至っており、また総合評価の段階では新規性を否定した証拠についても考慮することを認めているため、本件においては、右のような新規性判断自体が救済の桎梏となることはなかったのであるが、新規性判断の段階で本件開始決定のような限定を加えることには、理論的にいくつかの問題がある。

まず「事実認定上の新しい視点を提供する性質」を新証拠に求めることは、新証拠自体の証明力を問題とし、あるいは新証拠の証明力を旧証拠や従前の再審請求における新証拠の証明力と対比して論じることになる、という問題を孕む。再審請求審における判断の方法が、新証拠を投入して行う新旧全証拠の総合評価（白鳥・財田川決定）であることを前提に考えたとき、新証拠自体の証明力は、本来独立して論じる必要がないのであって（「藁しべ一本の重みで倒れるロバ」の寓話で説明され、[21] 財田川決定が実際にその可能性を示した）、新規性とは、確定判決の評価を経ていない証拠であることを意味し、かつそれで足りると解すべきである。本件開始決定は、新規性判断において新証拠の証明力を独立して、かつ明白性判断に先立って評価している点において、理論的に誤っていると言わざるを得ない。

また、本件のように、再審請求が数次にわたる場合、同一の争点について従前の再審請求においては提出されていなかった別の新証拠が提出されることがある。そのような場合に、新たに提出された証拠の証明力が乏しいことを理由に新規性が否定されるとすれば、後の再審請求が困難になるという問題が生じる。

本件六次請求でも、五次請求からの争点であったぶどう酒到着時刻に関する新証拠（当時の名張警察署長のノート等）について、証明力が乏しいとして明白性は否定されたものの、新規性が否定されることはなかったのである。本件開始決定は上記④については「これまでの証拠関係により概ね前提とされていた点をさらに明確にするものにとどまる」とし、⑤については、赤色着色の事実は五次請求の段階ですでに明らかになっており、着色料が特定されたとしても、それは事実認定上の新しい視点を提供するものではないから、新規性がないという。従前の請求の成果をふまえ、そこにわずかでも新たな証拠を加えて裁判所を説得しようとする各事件の弁護人の努力を思うとき、新規性についてこのような限定を加えることは、他の再審請求事件との関係で将来に禍根を残すことになるように思う。

本件七次請求に関しても、④の新証拠は紙の専門家の鑑定により、本件封緘紙の原料や紙質を特定し、再現された封緘紙の破断状況と比較することで、自白通りの開栓方法と本件証拠物たる現場から発見された封緘紙の形状が一致しないことを示したものであり、確定判決が封緘紙片と本件ぶどう酒の瓶口に残存した紙片とが一体をなしていたこととしか判断対象にしていなかったことを考慮すれば、未判断の新たな事実であることは明らかであり、新規性が肯定されるべきであった。⑤についても、五次請求異議審決定が赤色着色の事実を色素の質や量、溶媒の性質などを考慮しなければ、ぶどう酒への混入によりどの程度変色するかが明らかにならないと判示したことに対し、色素を特定することにより、相当程度希釈しても色が残存することを五次請求異議審段階よりも明確化し得たとい

う意味で、新たな判断を必要とする事項としての意味を持った[22]というべきであり、新規性を否定することはできないように思われる。

2　明白性判断

本件開始決定の明白性判断の方法は、新証拠の証明力を孤立的に評価したものではなく、旧証拠の再評価をふまえて、新旧全証拠の総合評価を行っていること、明白性を確定判決の事実認定に対する合理的疑いの発生ととらえていることから、白鳥・財田川決定に忠実な手法をとったものと評価できる。白鳥決定から三〇年の時を経て、かつ死刑確定事件において白鳥・財田川決定を継承する本件決定が出されたことの意味は大きいというべきである。

しかしながら、明白性判断において、本件開始決定に理論的問題点がないわけではない。

それは、明白性判断が前述のような限定を加えたうえで新規性を認めた各新証拠について、その立証命題に即した個別的な証明力の検討を行い、新証拠が旧証拠の証明力を減殺する意味を持つことを認め、次の段階として立証命題による限定のない総合評価に入る、という二段階の構造になっている点である。

この二段階の明白性判断の方法は、まず個別の新証拠とその立証命題に関連する旧証拠の対比を行うことになる。この段階で新証拠が旧証拠中の決定的な証拠の証明力を減殺することが認められれば、それだけで明白性が認められることにはなるが、そのような場合は、真犯人が登場した場合や明確なアリバイが新証拠によって認められる場合などに限られよう（もっとも、本件開始決定は、上記③の新証拠がそれに匹敵する重要性を持つことを示唆している）。二段階の明白性判断の方法は、新証拠によって旧証拠の証明力が減殺されても、それだけでは直ちに明白性を認めず、さらに総合評価に入るという構造を持つため、あらかじめ新証拠の影響力を限定して総合評価に臨む

ことになり、また、総合評価の段階で、新証拠によって証明力が減殺された旧証拠を除いた場合に有罪認定が維持できるかどうか、を問うことになるため、それ自体が明白性を否定する方向で機能しやすいことが指摘されてきた[23]。本件五次請求の各決定が批判されたのも、まさにその点だったのである。

これに対して、本件開始決定は、二段階の明白性判断の方法をとることで、請求を棄却する論理を展開したものではない。むしろ、最後の総合評価の段階では、七次請求においては特に新証拠が提出されていなかったぶどう酒到着時刻の問題に踏み込み、この部分についての確定判決の判示の不備を的確に指摘するなど徹底した旧証拠の再評価を行ったうえでの証拠評価を行っている。このような本件開始決定の証拠評価のあり方から見たとき、二段階の明白性判断は論理的には不要だったとも考えられるのである。

ただし、本件開始決定が二段階の明白性判断の方法をとったことは、本件開始決定が実務の中で一定の支持を受けている限定的再評価説や、本件に関する先行する二つの最高裁決定に配慮した結果といえるかもしれない。すなわち、限定的再評価説では、新証拠の立証命題に関連する限度でしか旧証拠の再評価は行われないから、一方で限定的再評価説に拠ったとしても、上記③の新証拠の重要性により、開始の結論に至り得ることを示しつつ、他方で五次請求最高裁決定の二段階評価の方法に依拠することで、新証拠の立証命題を離れてみだりに確定判決の心証に介入したとの批判を避けようとしたのではないか、と考えられるのである。具体的には、③の新証拠がそれだけで直ちに確定判決の事実認定に合理的疑いを生じさせるとまではいえないとしても、旧証拠の一部に証明力の減殺が認められるのであるから、そのことを前提に新証拠の立証命題に限定されない総合評価に入ることが許され、総合評価の結果、合理的疑いが発生することを説得的に説明できればよい、と考えたのかもしれないということである。

かように考えれば、本件開始決定が二段階の明白性判断の方法をとったことは、理論的立場からの批判は妥当す

るとしても、想定し得る異議審や特別抗告審での批判に耐える決定を下そうとした裁判官の実務感覚の現れと評価することも可能である。

次に、本件開始決定の積極的な意義として、開始決定が示した奥西勝さんを犯人と認定することへの疑問は、そのほとんどが本件一審判決が示したものと同じである点を挙げることができる。

これは、結果として提起された疑問が同一であるというに留まらず、五次請求、六次請求の各決定が顧慮しなかった問題についても詳細な検討を加え、確定判決の認定の不十分さや非論理性を指摘している点で、旧証拠の再評価が徹底して行われたことを示している。そのことが最もよく現れているのが、四つ足替栓の同一性に関する疑問である。五次請求の最大争点であった歯痕鑑定の問題において、旧三鑑定は、証一九号の四つ足替栓が本件ぶどう酒のものであることを前提としてはじめて、本件犯行と請求人とを結びつける意味を持っていた。しかし五次請求の各決定は、公民館から発見されたぶどう酒の王冠が証一九号の四つ足替栓のみであったという理由だけで、証一九号を本件ぶどう酒に装着されていたものと認定し、その同一性には全く疑問を差し挟んでいない。本件開始決定は、同じ時期に製造されたぶどう酒の四つ足替栓と証一九号の四つ足替栓の材質の違い等にあらためて着目してその同一性に疑問を提起したのである。

自白の評価についても同様に、五次請求の各決定が自白の時期、否認調書の存在などからきわめて形式的に自白の任意性・信用性を肯定した[24]のに対して、本件開始決定は、他の関係証拠との丁寧な対比を行い、自白の変遷とその理由の有無を考察したうえで一審判決が提起したのとほぼ同様の疑問点を指摘している。

結局本件開始決定は、再審請求段階で提出された新証拠によってその論理を補強したうえで、ではあるが、本件一審判決の判断が妥当なものであったことをあらためて示したものなのである。確定判決はこの一審判決に対する

検察官の控訴と、控訴審における検察官の立証活動の結果下されたものであった。本件における検察官控訴の不当性もあらためて問われるべきであろう。

五　展望―結びに代えて

1　異議審の展望

検察官の異議申立により、本件は異議審へと争いの場を移した。検察官は、新証拠の孤立評価説ないし限定的再評価説にたち、本件開始決定が白鳥・財田川決定に反し、「確定判決の心証にみだりに介入した」ものと論難し、新証拠に旧証拠による認定を覆すだけの証明力がないことを主張するもののようである。しかし、すでに見たように、本件開始決定には、白鳥・財田川決定に反する部分はないし、証拠評価の点でも適切、妥当なものと評することができる。検察官の異議申立は、確定判決の事実認定の不合理性を直視せず、有罪の結論をあくまでも墨守しようとする不当なものといわざるを得ない。

異議審は、本件開始決定の当否を審査する場である。しかし、請求人側からの棄却決定に対する異議申立の場合を別として、利益再審のみを認めた現行法の再審制度の下では、その性格は請求審段階の証拠を前提とした事後審査でなければならないはずである。検察官が異議審において、たとえば本件開始決定が新規性、明白性を認めた各鑑定について、それに対抗するための鑑定を行ったり、あるいは新証拠を離れて有罪方向で新たな事実を主張して立証活動を行うことは許されない。本件控訴審におけるような無限定な検察官の立証活動は繰り返されてはならないのである。(25)

異議審裁判所は、本件開始決定の中に論理的な不備や不適切な証拠評価を認めるのでなければ、直ちに異議申立

を棄却し、速やかな再審公判の開始を促すべきである。

2　身柄問題

本件開始決定は、再審開始とともに、死刑の執行を停止する決定を行った。法文上異議申立の対象となったのは、このうち再審開始決定のみであるであるから（刑訴法四五〇条）、異議審係属中の現段階でも死刑執行停止の効力は存続している。獄中にあること約四〇年、死刑判決の確定後は再審請求を行っているとはいえ、死刑執行の可能性を意識せざるを得なかった奥西勝さんにとって、本件開始決定はやっと見えた光明である。本件開始決定を奥西勝さんの早期の釈放に結びつけることができないか、という点を最後に検討しておきたい。

ところで、死刑確定者に対して死刑執行停止が裁判所によって命じられた場合の身柄の取り扱いの問題は、前例が過去四件しかなく、そこでの対応も帰一していない。[26] 従前の例においては、確定死刑判決の効力は再審公判段階で確定判決が破られたときに失われる、との前提で再審開始決定の後も身柄拘束が続けられている。しかし、翻って考えてみると、死刑確定者の拘置は、刑罰の内容ではなく、死刑執行に備えるための身柄拘束にすぎない。再審開始決定に伴う死刑執行停止の決定により、執行の可能性がないのであれば、拘置の必要性もまたないというべきではなかろうか。

本件の場合、奥西勝さんはすでに七九歳の高齢であり、自ら再審請求を行っていることから逃亡のおそれ等も乏しいであろう。検察官において、現段階で釈放指揮を行うことも法律上可能である。また、今後再審開始決定が確定し、再審公判の段階になった場合には、身柄の釈放は検察官の裁量の問題ではなく、法律上当然に行われなければならないものとなると考える。なぜなら、本件は一審が無罪判決であったため、控訴審の段階では勾留状は失効

しており、[27] 控訴審段階の手続として行われる再審公判においては、再審公判裁判所が勾留決定を行わない限り、身柄拘束の理由がないからである。被告人としての地位に鑑みたとき、再審公判の段階で、すでに有罪の認定に対して「合理的疑い」が示された確定判決の効力としての身柄拘束を認めるのは背理である。本件においては、遅くとも再審開始が確定した段階で奥西勝さんの身柄は釈放されなければならないと考える。

名張事件は、その発生当時、大量毒殺事件としての類似性から、「第二の帝銀事件」と呼ばれた。周知のように、帝銀事件もまた死刑が確定した平沢貞道氏が冤罪を訴え続けた事件であった。帝銀事件の場合は、再審請求中に獄中で請求人が死亡するという不幸な結末を迎えた。[28] 本件を身柄問題での「第二の帝銀事件」にしてはならない。本件開始決定に付された死刑執行停止決定は、帝銀事件と同じ道をたどってはならないという裁判所のメッセージとして受け取るべきではないか、と思う。

（二〇〇五年六月二〇日脱稿）

（1）　最決昭和五〇年五月二〇日刑集二九巻五号一七七頁（白鳥決定）、最決昭和五一年一〇月一二日刑集三〇巻九号一六七三頁（財田川決定）

（2）　秋山賢三「『逆流現象』と再審弁護活動」自由と正義四九巻四号七六頁以下。

（3）　福島地いわき支決平成四年三月二二日判時一四二三号四〇頁（日産サニー事件開始決定）、仙台高決平成七年五月一〇日判時一五四一号五二頁（同棄却決定）、鹿児島地決平成一四年三月二六日（大崎事件開始決定）、福岡高宮崎支決平成一六年一二月九日（同棄却決定）。

（4）　拙稿「名張毒ぶどう酒事件について」三重法経九〇号一三頁（一九九一年）、同「名張毒ぶどう酒事件の再審について」三重法経九八号三七頁（一九九三年）、同「名張事件最高裁再審棄却決定の問題点と課題」救援情報一三号一四頁（一九九七年）。なお、本稿では、請求人である奥西勝さんと裁判関係者を除き、事件関係者は匿名とする。

（5）　本件開始決定については、すでに別稿で簡単な紹介を試みたが（拙稿「名張事件再審開始決定の意義」季刊刑事弁護四三号特別企画『再審事件の現状』所収）、他にいくつかの論評がなされている（本稿脱稿時までに接し得た一例と

して、川崎英明「名張事件・再審開始決定を考える」法学セミナー六〇七号四八頁）。それらもあわせ参照願いたい。

（6）名張事件の経過は、以下のとおりである。

一九六一年三月二八日	事件発生
一九六一年四月二日	奥西勝さん自白・翌三日未明逮捕
一九六一年四月二三日	起訴（殺人・殺人未遂）
一九六四年一二月二三日	一審判決（無罪、検察官控訴）
一九六九年九月一〇日	控訴審判決（死刑、被告人上告）
一九七二年九月一六日	上告審判決（上告棄却、死刑判決確定）
一九七三年四月一五日	第一次再審請求（一九七四年一月九日棄却）
一九七四年六月四日	第二次再審請求（一九七五年一一月二一日棄却）
一九七六年二月一七日	第三次再審請求（同年四月五日棄却）
一九七六年九月二七日	第四次再審請求（一九七七年三月二五日棄却）
一九七七年五月一八日	第五次再審請求
一九八八年一二月一四日	第五次請求・請求審決定（棄却）
一九九三年三月三一日	第五次請求・異議審決定（異議申立棄却）
一九九七年一月二八日	第五次請求・特別抗告審決定（特別抗告棄却）
一九九七年一月三〇日	第六次再審請求
一九九八年一〇月八日	第六次請求・請求審決定（棄却）
一九九九年九月一〇日	第六次請求・異議審決定（異議申立棄却）
二〇〇二年四月八日	第六次請求・特別抗告審決定（特別抗告棄却）
二〇〇二年四月一〇日	第七次再審請求
二〇〇五年四月五日	第七次再審請求・請求審決定（再審開始）
二〇〇五年四月八日	検察官が開始決定に対し異議申立

（7）本件の捜査の経緯とその問題点については、前掲三重法経九〇号一五～二三頁参照。
（8）津地判昭和三九年一二月二三日判例時報四〇一号六頁
（9）名古屋高判昭和四四年九月一〇日判例時報五七六号二二頁
（10）最判昭和四七年六月一六日判例時報六六九号一〇一頁
（11）名古屋高決昭和六三年一二月一四日判タ八三四号二五三頁（異議審決定に「参考」として収録）
（12）光藤景皎「再審における証拠の総合評価」法律時報六四巻八号二六頁以下は、旧証拠の証明力の減殺を旧証拠の証明力の嵩上げ評価によって補うことを「総合評価の逆転」と呼んで批判した。
（13）大出良知「農薬は赤だった」法学セミナー四五〇号二〇頁以下。
（14）名古屋高決平成五年三月三一日判タ八三四号二二八頁。
（15）異議審決定は、この鑑定の部分以外でも繰り返し「それなりに」との表現で旧証拠の証明力を認める判示をしており、論理的な説明を抜きにして確定判決の事実認定を感覚的な表現で支持しようとする不当なものであると批判された（前掲三重法経九八号七四～七五頁のほか、村井敏邦・大出良知「『それなりの証明』で死刑」法学セミナー四六三号一二頁以下参照）。
（16）最決平成九年一月二八日刑集五一巻一号一頁
（17）佐藤博史「再審請求における証拠構造分析と証拠の明白性判断―名張事件最高裁決定の意義」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集下巻』（有斐閣、一九九八年）六四三頁は、この決定は白鳥決定と同じ基準で総合評価を認めたことに意義があると評価している。
（18）五次請求最高裁決定に対する総括的批判として、鳥毛美範「再審における『明白性』判断と最高裁・名張決定（上）・（下）」法律時報七一巻四号八四頁、七一巻六号五三頁参照。
（19）これには、死刑廃止条約の成立後一旦執行が控えられていた死刑の執行が一九九三年に再開され、「同じ理由で再審を繰り返している事件では執行があり得る」との法務省の姿勢が伝えられていたため、執行を避ける意味合いもあった。
（20）六次請求最高裁決定（平成一四年四月八日判時一七八一号一六〇頁）に対しては、新証拠に旧証拠の証明力に影響を与えるだけの重みがない場合には、総合評価に入らないこともあることを示した事例判例に過ぎないとの評価（佐藤

博史・平成一四年度重要判例解説一八九頁）もある。

(21) 安倍治夫『刑事訴訟法における均衡と調和』（一粒社、一九六三年）二三三～二三四頁。

(22) もっとも、色問題は確定判決が全く考慮しなかった問題であったため、五次請求の異議審段階で新規性を認められた証拠であり、七次請求でこれを提起することが「同一の理由による再審請求」にあたる、という考慮が本件開始決定にあり、それを新規性の否定という形で表現したものと見ることもできるかもしれない。

(23) 光藤、前掲（註12）論文の他、川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』（日本評論社、二〇〇三年）一二八頁以下参照。

(24) しかも、自白の位置づけは、請求審が自白も有罪の根拠となり得るといい、異議審が「それなりの証明力」があるといったのに対し、特別抗告審決定では「信用性が高いと認められる」と変化しており、相対的にウエイトが高まっているという特徴があった。

(25) たとえば、検察官が鑑定の不備をいうのであれば、それは再審公判の段階で、再鑑定を行ったうえで主張されるべきである。

(26) 免田事件、財田川事件の場合は、再審判決と同時に検察官が釈放指揮を行い、松山事件の場合には再審公判中に裁判所が釈放を命じ得るとの見解を示し、無罪判決と同時に裁判所によって「拘置の執行」が停止されて釈放されている。この点については、日本弁護士連合会編『続・再審』（日本評論社、一九八六年）三七五頁以下参照。

(27) 従って、奥西勝さんは控訴審判決の言渡し後に収監されている。

(28) 帝銀事件では、死刑確定後の拘置が三〇年を超えた段階で、死刑の時効が成立しているとして人身保護請求がなされたが、執行のための拘置が行われている場合には時効の適用はないとして斥けられている。